

平成二十三年法律第二百一十五号
復興庁設置法

目次

第一章 総則（第一条）	第二章 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条～第四条）
第二節 組織（第五条）	第三節 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職（第六条～第十二条）
第三節 復興庁に置かれる職（第十三条～第十六条）	第四節 復興推進会議等（第十七条～第十九条）
第五節 復興局（第十七条）	第六節 雜則（第十八条）
第七節 雜則（第十九条～第二十一条）	附則

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

3	復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。
4	復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
5	復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。
6	復興大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。
7	復興大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関する必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

5	復興大臣が指定する大臣政務官は、第三項の職務を行なうほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に關し、復興大臣を補佐する。
6	大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
7	前条第七項の規定は、大臣政務官について準用する。
6	大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に關し、復興大臣を補佐する。

5	(大臣補佐官)
6	第十一条の一 復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。
7	大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に關し、復興大臣を補佐する。
3	大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
4	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。

5	大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
---	----------------------

6	国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定によれば、大臣補佐官の服務について準用する。
5	大臣補佐官は、常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
6	(事務次官)
7	常勤の大臣補佐官は、次に掲げる事務をつかさどる。
5	幹事は、内閣総理大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6	内閣総理大臣は、前各節に定めるもののほか、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
5	(復興推進委員会)
6	内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
7	二 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
5	幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

6	前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
5	(復興推進委員会)
6	内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
7	二 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べること。
5	幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

6	前各節に定めるもののほか、復興大臣の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。
5	(第三節) 復興庁に、事務次官一人を置く。
6	前項の事務次官は、復興大臣を助け、庶務を行なうほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に關し、復興大臣を補佐する。
7	副大臣は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
6	副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

7	副大臣は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
6	副大臣は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
7	副大臣は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
6	副大臣は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
7	副大臣は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

8	第十一条 復興庁に、大臣政務官を置くことができると認められる事務をつかさどる。
2	(復興推進会議)
3	第十三条 復興庁に、復興推進会議（以下「會議」という）を置く。
4	會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

2	一 東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。
3	大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に參画し、政務を處理する。
4	各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。

3	大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもつて充てる。
4	各大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に參画し、政務を處理する。
5	各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。
6	大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に參画し、政務を處理する。
7	各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。

2	二 東日本大震災からの復興のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
3	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
4	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
5	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
6	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。

7	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
---	--------------------------------

8	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
---	--------------------------------

9	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
---	--------------------------------

10	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

11	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

12	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

13	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

14	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

15	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

16	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

17	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

18	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

19	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

20	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

21	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

22	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

23	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

24	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

25	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

26	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

27	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

28	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

29	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

30	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

31	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

32	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

33	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

34	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

35	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
----	--------------------------------

36	二 大臣政務官は、内閣総理大臣の申出により、内閣が任命する。
<tbl_info cols

附 則		抄
第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		

「内閣府」とあるのは「復興庁」と、同法第三十五条及び第三十六条条中「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第四十八条第二項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九条第二項及び第五十五条第一項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令・環境省令」と、同法第48条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令」と、同法第八十八条条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣・厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興庁又は各省」であるのは、「復興庁又は各省」と、「又は省令」とあるのは、「復興庁令（告示を含む。）又は省令」と、「内閣総理大臣・厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興庁又は地方支分部局」とする。

第四条 この法律の施行前に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定（内閣府本府の所掌事務に係るものに限る。）により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第一項の規定により読み替えて適用する。この法律の施行前に東日本大震災復興特別区城法の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第三項の規定により読み替えて適用する東日本大震災復興特別区城法の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。（処分等に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為（当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるもの除外。）は、この法律の施行後は、この法律

の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為（当該行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、この法律の施行の際現に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣に対してされている認定の申請その他の行為（当該行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣に対ししてされた認定の申請その他の行為とみなす。（政令への委任）

附 則 （平成二四年三月三一日法律第二五号）抄
（施行期日）
第一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

附 則 （平成二五年一二月一一日法律第二九八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 （平成二五年一二月一三日法律第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

附 則 （平成二五年一二月一三日法律第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（政令への委任）

附 則 （平成二四年五月一一日法律第三二十七条）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

附 則 （平成二六年四月一八日法律第二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

附 則 （平成二六年四月一八日法律第二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

附 則 （平成二七年五月七日法律第二一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

附 則 （平成二七年九月三〇日法律第七六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

附 則 （平成二九年五月一九日法律第三二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十一条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）

の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によつてしたものとみなす。（命令の効力）

